

INFORMATION

- 町からのお知らせ
- くらし
- イベント情報

くらしの 情報

明和町役場 ☎ 84 - 3111
 保健福祉課 ☎ 84 - 3113
 教育委員会 ☎ 84 - 3115

お知らせ



麻しん、風しんの 予防接種が変わります

4月1日から麻しん（はしか）・風しんの予防接種が混合ワクチンの2回接種となり、対象年齢も変わります。

◇実施方法 麻しん・風しん混合ワクチンを2回（1期・2期）接種

◇対象年齢 第1期は、生後12か月から24か月未満 第2期は、小学校就学前の1年間（5歳以上7歳未満）

情報

※麻しんや風しんのいずれかにかかったり、予防接種を受けたかたは、4月1日からは、定期接種の対象外となりますので、3月中に受けることをお勧めします。

【問】保健福祉課

内線 1 2 3

住宅リフォーム補助 金交付について

町では、町民が自己所有住宅のリフォーム工事を町内施工業者により行った場合、補助金を交付しております。

【補助金】

・工事費の5%、最高限度額10万円

このリフォーム補助金を希望される場合には、工事が工

前に交付申請を行ってください。

【問】経済課

内線 1 5 2

障害基礎年金と老齢 厚生年金等の併給

障害を持ちながら働いたことが評価される仕組みとするために、4月から障害基礎年金と老齢厚生年金、または障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に受けられるようになります。既に障害基礎年金と老齢厚生年金等の両方の受給権があるかたでも、自動的に支払いは始まりませんので、社会保険事務所で手続きが必要です。

【例】

	厚生年金	老齢厚生年金 (退職共済年金)	障害厚生年金 (障害共済年金)	遺族厚生年金 (遺族共済年金)
国民年金				
障害基礎年金	◎	○	◎	
旧国民年金法による障害年金	◎	×	◎	

○：現在、同時に受給することができる組合せ。ただし、同一の支給事由（傷病）による障害によって、支給される場合に限られます。
 ◎：平成18年4月から同時に受給することができる組合せ。
 ×：同時に受給することができない組合せ。

【問】太田社会保険事務所

(49) 3 7 1 1

4月から新たな

障害保健福祉サービスが開始

「障害者自立支援法」が、4月1日(土)から施行されます。これまで身体・知的・精神の種別ごとに提供されていた障害者のかたへのサービスが一元化されるほか、利用者負担も見直されるなど障害保健福祉サービスが変わります。

◎利用者負担

原則1割の利用者負担と食費などの実費負担が必要となります。ただし、月額負担上限額が設定されるほか、所得の低いかたには各種の軽減措置があります。これからの軽減措置を受けられる場合には、保健福祉課で申請手続きを行ってください。

◎各サービスの移行手続き

◇移行日 4月1日
 ◇移行手続きなど 平成18年4月から9月までは、「みなし支給」が適用されるため、新たな支給申請は不要です。

なお、精神障害者のかたは新たに支給申請を行い、3月31日までに支給決定を受けることが必要です

【施設支援サービス】

◇移行日 10月1日
 ◇移行手続きなど 現在施設を利用しているかたは、施設が新サービスに変わっても平成24年3月までは利用できます（定期の支給決定は必要）

【更生・育成医療、精神通院 公費負担医療】

◇移行日 4月1日
 ◇移行手続きなど みなし支給申請を行い、3月31日までに認定を受けることが必要です

※現在サービスを利用しているかたは、3月20日(月)までに申請を、新たに利用したいかたは保健福祉課へお問い合わせください。

【問】保健福祉課

内線 1 2 5